第２号様式の２（第４条関係）

|  |
| --- |
|  |
|  | 計画変更認定申請 | 　 |
| 手数料額計算書（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第１項の規定による申請） |
| １　申請の対象とする範囲 | 建築物全体（複数建築物の認定） |
| ２　計画の評価方法　（該当する□にレを記入） | 非住宅部分：□　モデル建物法　　　□　標準入力法等 |
| ３　手数料額の計算 |
| 　 |  | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 | 　 |
| 申請建築物（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入） | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く。 | m2 | 別表第一の三　四の(一)の(２)のイの(ア)円(a´) | 別表第一の三　四の(二)の(２)のイの(ア)円(A´) |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表第一の三　四の(一)の(２)のイの(イ)円(b´) | 別表第一の三　四の(二)の(２)のイの(イ)円(B´) |
| 合計 | m2 | (a´)＋(b´)円 | (A´)＋(B´)円 |
| 他の建築物 | 合計 | m2 | (c´)円 | (C´)円 |
| 　　　　　　　　　　　　合計　　　　　　　　　　　 　円（注意）　１　「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。　２　申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第２項の規定において準用する第30条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。　３　「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。　４　金額(c´)及び(C´)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。　５　本様式に別紙を添付すること。 |

（日本産業規格Ａ列４番）

別紙

|  |
| --- |
| 手数料額計算書（他の建築物） |
| 手数料額の計算 |
| 　 |  | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 | 　 |
| 他の建築物　 （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入） | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く。 | m2 | 別表第一の三　四の(一)の(２)のイの(ア)円(a´) | 別表第一の三　四の(二)の(２)のイの(ア)円(A´) |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表第一の三　四の(一)の(２)のイの(イ)円(b´) | 別表第一の三　四の(二)の(２)のイの(イ)円(B´) |
| 小計 | m2 | (a´)＋(b´)円 | (A´)＋(B´)円 |
| 他の建築物　 （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入） | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く。 | m2 | 別表第一の三　四の(一)の(２)のイの(ア)円(a´) | 別表第一の三　四の(二)の(２)のイの(ア)円(A´) |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表第一の三　四の(一)の(２)のイの(イ)円(b´) | 別表第一の三　四の(二)の(２)のイの(イ)円(B´) |
| 小計 | m2 | (a´)＋(b´)円 | (A´)＋(B´)円 |
|  | 他の建築物　 （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入） | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く。 | m2 | 別表第一の三　四の(一)の(２)のイの(ア)円(a´) | 別表第一の三　四の(二)の(２)のイの(ア)円(A´) |  |
|  | 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表第一の三　四の(一)の(２)のイの(イ)円(b´) | 別表第一の三　四の(二)の(２)のイの(イ)円(B´) |  |
|  | 小計 | m2 | (a´)＋(b´)円 | (A´)＋(B´)円 |  |
|  | 他の建築物 | 合計 | 円(c´) | 円(C´) |  |
| （注意）　１　「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。　２　申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第２項の規定において準用する第30条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。　３　「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。　４　認定された建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第１項各号に掲げる基準を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る手数料の額は、別表第一の三　三に規定する額とする。 |

（日本産業規格Ａ列４番）